

岩手県NPO等復興支援事業審査委員会設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業（以下「復興支援事業」という。）の実施に当たり、NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（令和3年3月26日付府政経シ第174号内閣府政策統括官通知。以下「要領」という。）第5の1の規定に基づき、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 復興支援事業の委託を受ける団体・組織からの提案の選定に関する事。
- (2) 復興支援事業のうち、NPO等による復興支援事業の選定に関する事。
- (3) 復興支援事業の評価に関する事。
- (4) 復興支援事業の効果を高めるための指導・助言等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、NPO等への支援の検討に関する事。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5名以上9名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会貢献活動団体を支援する民間非営利組織
- (3) 企業、経済団体
- (4) 金融機関等
- (5) 公認会計士等会計専門家
- (6) 市町村等行政職員
- (7) 報道機関等
- (8) 沿岸地域で震災対応に取り組む民間非営利組織
- (9) 前各号に掲げる者のほか、支援事業に関し優れた識見を有する者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 4 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 5 委員が第2条第1号および第2号に掲げる選定事務と利害関係にある場合には、当該委員は当該事務に参加できないこととする。
- 6 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

別表

「岩手県NPO等復興支援事業審査委員会」 委員名簿

区分	所 属	職 名	氏 名
委員	日本政策金融公庫盛岡支店国民生活事業	融資第二課長	小 原 禎 宏
委員	岩手県立大学総合政策学部	教 授	倉 原 宗 孝
委員	特定非営利活動法人 ふれあいステーション・あい	理事長	佐々木 りほ子
委員	特定非営利活動法人 やませデザイン会議	理 事	田 中 卓
委員	紫波町企画総務部企画課地域開発係	地域づくり専門員	ハワード さおり